

Q4 マイナンバーはどんな時に使うの？

A4 マイナンバーは、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の3分野で利用されます。代表的なものは以下のとおりです。また、役場で平成28年1月から住民の皆様にもマイナンバーの提示をお願いする予定の手続きについては、5ページにその一部を掲載していますので確認してください。

今後行政機関等での手続きでマイナンバーを提示・記載する機会が増えてきます。マイナンバーをしっかりと確認しましょう。

社会保障 関係

- 雇用保険の資格取得や確認・給付
- ハローワークの事務
- 医療保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護

など

税 関係

- 税務当局に提出する申告書・届出書、調書などにマイナンバーを記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など

災害対策 関係

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務

など



桂川町役場でマイナンバーの提示をお願いする予定の手続

担当課	手続内容
住民課	児童手当に関する手続
	児童扶養手当に関する手続
	特別児童扶養手当に関する手続
	(国民年金に関する手続)
	その他マイナンバー利用事務ではりあませんが、住民票の異動や氏名、性別等の変更手続の際、通知カード又は個人番号カードに異動内容の追記を行います。
税務課	(確定申告)
保険環境課	国民健康保険に関する手続
	介護保険に関する手続
	後期高齢者医療に関する手続
	(子ども医療に関する手続)
	(ひとり親家庭等医療に関する手続)
	(重度障害者医療に関する手続)
健康福祉課	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の手続
	生活保護申請手続

※ () がついている手続きについては、平成29年1月(再来年1月)からマイナンバーの提示をお願いする手続きです。マイナンバーが記載されている通知カード及び個人番号カードについては次ページ以降で説明します。

